

広告等の表示及び景品類の提供に関する規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、当社が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法、審査体制、審査基準、保管体制等に係る基本的事項について定め、広告等の表示及び景品類の提供の適正化に資することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規程において「広告等の表示」とは、金融商品取引業（定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等を業として行うものに限る。）の内容について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 37 条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 72 条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

2 この規程において、「景品類」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」第 1 項に規定する経済上の利益をいう。

（法令等の遵守等）

第 3 条 広告等の表示及び景品類の提供については、この規程によるほか、次に掲げる法令・諸規則等及びその他の法令・諸規則等に則りこれを行うものとする。

- 1 金融商品取引法
- 2 不当景品類及び不当表示防止法
- 3 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
- 4 広告等に関する指針
- 5 懸賞広告等に関するガイドブック

2 役職員は、広告等の表示を行うに当たっては、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び分かりやすい表示を行うよう努めなければならない。

3 役職員は、景品類の提供を行うに当たっては、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

（審査体制）

第 4 条 当社が、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」に基づき広告審査担当者として任命する者は、別表に掲げる者とする。

2 前項の広告審査担当者として任命する者は、内部管理統括責任者、営業責任者資格試験の合格者、内部管理責任者資格試験の合格者又は日本証券業協会から広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることを認められた者とする。

3 広告審査担当者が審査を行う広告等の表示及び景品類の提供の範囲は、別表に定める区分によるものとする。

（審査の実施）

第 5 条 役職員は、別表に掲げる広告審査担当者が審査を行い、これを認めた場合に限り、広告等の表示又は景品類の提供を行うことができる。ただし、広告等の表示のうち、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示については、この限りではない。

【特別会員の場合のただし書】

ただし、広告等の表示のうち、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示及び登録金融機関金融商品仲介行為（金融商品取引法第 33 条第 2 項第 3 号八及び同項第 4 号ロに掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。）に係る広告等の表示で委託者（当社に登録金融機関金融商品仲介行為の委託を行った金融商品取引業者をいう。）の広告審査担当者による審査が行われたものについては、この限りではない。

（審査基準）

第 6 条 広告審査担当者は、広告等の表示の審査に当たっては、第 3 条第 1 項各号に掲げる法令・諸規則等に特に留意のうえ、当該広告等の表示が次に掲げる各号に該当する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。

- 1 取引の信義則に反するもの
 - 2 協会員としての品位を損なうもの
 - 3 金商法その他の法令等に違反する表示のあるもの
 - 4 脱法行為を示唆する表示のあるもの
 - 5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの
 - 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの
 - 7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
 - 8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- 2 広告審査担当者は、景品類の提供の審査に当たっては、当該景品類の提供が不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。
- 3 広告審査担当者は、広告等の表示又は景品類の提供の審査に当たって疑義が生じた場合には、必要に応じ、その内容を内部管理統括責任者（又は〇〇部長）に報告するものとする。

（保管体制）

第 7 条 当社は、広告等の表示又は景品類の提供を行ったときは、当該広告等の表示及び景品類の提供の審査に関する記録を保管するものとする。

- 2 前項に規定する保管の期間は、〇年間とする。ただし、コンプライアンス部門又は広告審査担当者が認める場合には、期間を短縮することができる。

（広告等の表示の作成等）

第 8 条 役職員は、広告等の表示を作成するに当たっては、第 3 条第 1 項各号に掲げる法令・諸規則等に特に留意するものとする。

- 2 役職員は、第 5 条ただし書の規定に基づき広告審査担当者による審査を省略して広告等の表示を行おうとするときは、当該広告等の表示が第 6 条第 1 項各号に掲げる事項に該当する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。

（第三者が行う広告等の表示及び景品類の提供）

第 9 条 役職員は、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項に該当する若しくはそのおそれのある広告等の表示又は不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する若しくはそのおそれのある景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

（アナリスト・レポートの取扱い）

第 10 条 この規程に関わらず、アナリスト・レポートに係る取扱いについては、別に定める社内規則によるものとする。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 下記の例1又は例2を参考に、自社の組織体制等に鑑み、適宜、作成すること。

別 表

第4条第1項及び第3項に定める広告審査担当者の任命及び審査の範囲について

< 例 1 >

広告等の表示、景品類の提供の作成部署	広告審査担当者
株式部	同部の内部管理責任者（同部の営業責任者）
債券部	同部の内部管理責任者（同部の営業責任者）
投資信託部	同部の内部管理責任者（同部の営業責任者）
法人部	同部の内部管理責任者（同部の営業責任者）
営業所	当該営業所における内部管理責任者（当該営業所における営業責任者）
その他	コンプライアンス部部長、課長

注1：株式等の個別銘柄について広告等の表示を行う場合には、上記に加え、法人関係情報の有無等について売買審査部部長（課長）に確認する必要がある。

注2：（ ）内は補助的に審査を行う者である。

< 例 2 >

広告審査担当者	審査対象となる広告等の表示、景品類の提供の作成部署
各営業所の内部管理責任者（営業責任者）	当該内部管理責任者（営業責任者）が所属する営業所
コンプライアンス部部長、課長	上記以外

注1：株式等の個別銘柄について広告等の表示を行う場合には、上記に加え、法人関係情報の有無等について売買審査部部長（課長）に確認する必要がある。

注2：（ ）内は補助的に審査を行う者である。